八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長　北 村 亮 二

八街市条例第 31 号

八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の規定は、令和８年６月１４日から適用する。